



後期高齢者医療制度の保険料に関する要望書

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置は、制度の円滑な運営を図る観点から、制度施行時から低所得者等に対する措置として導入され、今日まで被保険者の負担軽減が図られてきました。

この保険料軽減特例措置の見直しについては、政府において検討が進められているところであり、先月30日に開催された、社会保障審議会医療保険部会においても見直しの方向性が示されました。

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の半数以上が軽減特例の対象者となっており、年金の段階的な引き下げなど、高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況の中、保険料軽減特例措置の見直しが実施されると、高齢者の生活が成り立たなくなるのではと危惧する声も上がっています。

よって、保険料軽減特例措置の見直しについては、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、次のとおり要望します。

記

低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。

やむを得ず見直す場合は、平成27年1月に決定した「医療保険制度改革骨子」で示された、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前提に、その時期、内容について十分検討し、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置と、国による丁寧な説明と周知を講ずること。

今回の保険料軽減特例措置の見直しが、低所得者の生活に大きな影響を与えることがないよう、財政措置を含め積極的に対応すること。

以上

平成28年12月7日

厚生労働大臣 塩崎恭久様

大阪府後期高齢者医療広域連合
高齢者
広域連合長 野田義和
連合長印